

軽度者の福祉用具貸与について

種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある方については、保険給付の対象として福祉用具貸与が行われます。

対象外種目	貸与が認められる場合（状態像）	可否の判断基準
車いす及び車いす付属品 ※(1)(2)のいずれか	(1)日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7：歩行「3.できない」
	(2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	ケアマネジメントを通じ指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者が判断。
特殊寝台及び特殊寝台付属品 ※(1)(2)のいずれか	(1)日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1-4：起き上がり「3.できない」
	(2)日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3：寝返り「3.できない」
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3：寝返り「3.できない」
認知症老人徘徊感知機器	①と②のいずれにも該当する者 ①意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある。 ②移動において全介助を必要としない。	①基本調査 3-1：意思の伝達「1.意思を他者に伝達できる」以外、又は 3-2～3-7：記憶・理解のいずれか「2.できない」又は、3-8～4-15：問題行動のいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 ②基本調査 2-2：移動「4.全介助」以外
移動用リフト(つり具の部分を除く) ※(1)～(3)のいずれか	(1)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8：立ち上がり「3.できない」
	(2)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2-1：移乗「3.一部介助」又は「4.全介助」
	(3)生活環境において段差解消が必要と認められる者	ケアマネジメントを通じ指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者が判断。
自動排泄処理装置	①と②のいずれにも該当する者 ① 排便が全介助を必要とする者 ② 移乗が全介助を必要とする者	① 基本調査 2-6：排便「4.全介助」 ② 基本調査 2-1：移乗「4.全介助」